

福岡医発第1413号(地)

平成18年10月25日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武

健康保険法等の一部改正に伴う社保診療報酬請求書等の取扱いについて

平成18年10月実施の健康保険法等の一部改正により、診療報酬請求書等の様式についても改正が行われたことに伴い、国保分の取扱いにつきましては、平成18年10月6日付け福岡医発第1317号(地)「健康保険法等の一部改正に伴う国保診療報酬請求書様式の改正に係る取扱いについて」にてご連絡いたしておりますが、今般、社保診療報酬請求書等の取扱いにつきまして、別紙を入手いたしましたのでお送りいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

事務連絡

平成 18 年 9 月 27 日

都道府県基金幹事長 殿

基金本部審査業務部長

診療報酬請求書等の取扱いについて

このことについては、平成 18 年 9 月 8 日付け厚生労働省令第 157 号「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」において、診療報酬請求書等の様式の一部改正が行われたところですが、同省令の付則に経過措置として、「改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取繕って使用することができる。」と規定されていることから、改正前の様式で請求する場合にあっては、下記により取繕うよう医療機関等からの照会に対応願います。

なお、この取扱いについては、厚生労働省の確認を得ていることを申し添えます。

記

1 様式の変更箇所

- (1) 平成 18 年 6 月 21 日付け法律第 83 号「健康保険法等の一部を改正する法律」において、一定所得以上の高齢受給者及び老人保健対象者の一部負担金の割合が 3 割とされたことに伴い、診療報酬請求書等の当該名称欄が変更されたこと。
- (2) 同法において、療養病床に入院する 70 歳以上の者の生活療養に要した費用について、保険給付として入院時生活療養費を支給するとされたことに伴い、当該療養費の請求に係る診療報酬請求書等の項目等が追加されたこと。

2 診療報酬請求書等

- (1) 給付割合が表示されている箇所については、特に取繕うことなく「8 割」を「7 割」に、「8 割」を「七割」に読み替えることとして差し支えないこと。
- (2) 生活療養に係る箇所については、「食事療養」欄を「食事療養・生活療養」欄に読み替えることとして差し支えないこと。

3 診療報酬明細書等

- (1) 「食事」欄及び「食事療養」欄に係る取扱い
ア 生活療養費に係る請求が発生しない場合にあっては、特に取繕う必要がないこととして差し支えないこと。

- イ 生活療養費に係る請求が発生する場合にあっては、原則、新様式により請求することとするが、生活療養に係る内訳等の判断が可能な方法であれば当該「食事」欄等の枠内において取替うことも差し支えないこと。
- (2) 「本人・家族」欄
- ア 請求レセプトが高齢受給者 7 割又は老人保健対象者 7 割に該当する場合にのみ、「本人・家族」欄の該当番号を取替うこと。
- 【例】高齢受給者 7 割の場合

9 高外 ⁷~~8~~

- イ 当該 7 割に該当しない区分にあっては、特に取替う必要はないこととして差し支えないこと。
- 4 診療報酬請求書等の編綴方法等について
- 今般の改正に係る旧法分の編綴方法等については、記載要領に規定されているほか、特に定めはないことから各支部の実情に応じ、医療機関等に対して協力要請することも差し支えないこと。
- ただし、協力要請する場合にあっては、事前に関係団体に対して了解を得ること。